新憲法制定と新聞論説 一近畿地方を中心に一

梶 居 佳 広

はじめに

日本の現行憲法である日本国憲法は、第2次世界大戦の敗北とそれに伴う連 合軍総司令部(GHQ)の占領という「未曾有の事態 | の中制定された。ところ で「社会の木鐸」或いは「第4の権力」といわれるマスメディア、とりわけ新 聞は日本国憲法制定にどのような態度を取っていたか。日本国憲法制定期の新 聞における憲法論議に関する研究は、古くは高橋徹・荒瀬豊氏1) や小林孝輔 氏2)の論文、近年は有山輝雄氏3)の著作があり、特に有山氏の労作は占領期全 般にわたる各紙の論調の推移を分析した研究である。ただし、これらの研究は 所謂「全国紙(特に『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』、以下『朝日』『毎日』 『読売』と略称)」が検討対象であって、県紙・地域紙などといわれる地方紙ま では検討が殆ど及んでいない。確かに発行部数は戦後平均して全国紙6に対し 地方紙4の割合であって全国紙が優位にあることは否定できない。しかし県に よってはその県の発行部数の過半数のシェアを誇る地方紙もあり、地方紙を無 視することはできないように思われる。筆者は以前日本国憲法制定期の地方紙 全般の憲法論議に関する小論を発表したが4)、戦前・戦中に進められた「一県 一紙 | で統合された地方紙のみを対象としており、敗戦後大量に登場した新興 紙については資料上の制約もあり扱うことが出来なかった。周知のように、第 2次大戦中の新聞は「鬼畜米英 | 「焦土決戦 | と煽動的報道を繰り返し事実上日 本政府・軍部の宣伝機関と化していた。それゆえ敗戦と戦後改革の進展は、新 聞界にとっても一つの転換期であり、既存紙の戦争責任追及や新興紙の創刊 ラッシュといった動きを呼び起こすことになった。特に新興紙は一般に編集方針や言論活動などにおいて独自色が強いとされ、例えば東京で発行された『民報』は、小部数ながら戦後改革をリードするオピニオン・ペーパーというべき存在であった。従って、日本国憲法制定期 = 占領期の新聞論調を探る上で、新興紙を無視することはできないといえる⁵⁾。

そこで本稿では、前回検討した「全国紙と地方紙」という視点に「既存紙と新興紙」も加えながら、日本国憲法(以下、新憲法とも略す)が制定される前後の新聞論調(社説・論説)を整理する。ただし新興紙の大半は、現存する新聞紙面が限られるなど資料上の制約が大きいことは以前と同様であるため、今回は新興紙が数多く登場し相対的に現存資料も多い近畿地方に絞りたい⁶⁾。また近畿地方は全国紙である『朝日』『毎日』発祥の地であり、この地域の新聞メディアの憲法論議を探る上で両紙を無視することは出来ない。従って有山氏の研究にも依拠しつつ検討対象の中に『朝日』『毎日』を含めることにしたい(なお『読売』は当時東京・東日本だけの発行であり近畿地方への進出は1952年であった)。

I. 近畿地方の新聞史概略

「本論」に入る前に、近畿地方における新聞の歩みについてごく簡単に触れておきたい⁷。

1. 戦前・戦中

戦時中の新聞統合政策(1941年新聞事業令制定)により、1937年(日中戦争開始)当時全国で1,422紙あった新聞は1942年には55紙にまで激減した。勿論近畿地方も状況は同じであり、滋賀県(統合前18紙)、京都府(同31紙)、兵庫県(同48紙)、奈良県(同9紙)、和歌山県(同19紙)は一つの新聞(『滋賀新聞』『京都新聞』『神戸新聞』『奈良日日新聞』『和歌山新聞』)に統合された(一県一

紙体制)。なお大阪府は、東京と共に例外的措置として、大阪発祥の全国紙である『朝日』と『毎日』、それに近畿地方の業界紙を統合した『産業経済新聞』と夕刊紙『大阪新聞』の計4紙に整理されることになる。

ただし、近畿地方の場合、以下の点において他の地域とは趣を異にしていた。 すなわち、全国的には自由民権期の政論新聞が整理される過程を経て、当時の 政党対立の状況を反映した政友会系、憲政会(民政党)系、中立系の2ないし 3紙がその県の有力紙としての地位を確立していったのに対し、近畿地方では 大阪府で発行されていた全国紙『朝日』『毎日』が圧倒的地位を占めており、地 方紙は一部を除き非常に弱体であった。この点1927年の内務省警保局調査 (「新聞雑誌通信社に関する調 |) によると、100万を越す部数を誇る『朝日』『毎 日』に対し、滋賀県(民政系『江州中央新聞』5,600部、中立『近江新報』5,500 部、政友系『江州日日新聞』4.250部)、奈良県(政友系『大和毎日新聞』3.500 部、民政系『大和日報』3.000部、民政系『奈良新聞』2.000部、中立系『昭和 新聞』1.500部、政友系『大和旭新聞』1.000部)、和歌山県(民政系『紀伊新報』 中立『熊野太陽』共に5,300部、政友系『和歌山新報』民政系『和歌山日日新聞』 共に4,000部)の地方紙は、最有力紙でさえ数千部の発行部数に止まっていた。 なお京都府(民政系『京都日日新聞』5万、政友系『京都日出新聞』4万)と 兵庫県(政友系『神戸新聞』15万部、民政系『神戸又新日報』13万部)は1万 部以上の有力紙が存在しており、大阪から進出してくる『朝日』『毎日』と激し く競り合っていた。

2. 戦後(占領期)

第二次世界大戦敗戦と連合軍の占領は、当然のことながら新聞をとりまく環境も激変させた。戦前・戦中の言論活動に縛りをかけてきた新聞紙法といった諸法規が1945年9月「言論及び新聞の自由に関する覚書」により撤廃され、新聞並びに雑誌の発行が自由となった(同時に占領政策に反する言論の統制も始まる)。またGHQは用紙割当を通じて地方紙、新興紙を優遇する方針をとった

ため、全国で新聞の復刊、創刊が相次ぐことになる。近畿地方においても『国際新聞(当初は中華民国国際新聞)』が1945年10月に創刊されたのをはじめ、以下のように多くの新聞が憲法公布までに創刊された(原則として1946年発足の日本新聞協会に加盟した新聞に限定)。

1946年1月『和歌山日日新聞』

- 2月『大阪時事新報』『大阪日日新聞』『夕刊新大阪』『紀州民報』
- 4月『京都日日新聞』
- 5月『夕刊京都』『神港夕刊』
- 6月『都新聞』
- 10月『大和タイムス』『大阪タイムス』

ただし、ここで留意しておきたいのはこれらの新興紙で文字通り『新興紙』 と呼べるのは少数に過ぎないという事実である。井川充雄氏によると戦後新興 紙は、(1) 戦時下の新聞統合で県紙に統合されるか、廃刊に追い込まれた新聞 の復刊、(2) 占領から数年間、朝刊発行紙は同時に夕刊を発行することができ なかったため、復員などの余剰人員に仕事を確保するためにも「身代わり」が 必要であった既存紙の協力ないし系統紙、(3) 既存紙とは関係を持たず、それ への批判的立場から創刊した新興紙の3タイプに分かれ、狭義の新興紙は当然 タイプ(3)が該当する8)。しかしながら近畿地方の新興紙のうち、『和歌山日日新 聞』と戦時期『大阪新聞』に統合されていたのが独立した『大阪日日新聞』『大 阪時事新報』は文字通りの「復刊 | = タイプ(1)であり、『紀州民報』も題名こそ 異なるが戦時中廃刊に追い込まれた『紀伊新報』の「復刊」であった⁹⁾。また 『都新聞』は『朝日』(『朝日』社友塩貝淳二が社長、元京都支局長田畑磐門が主 筆)、『夕刊新大阪』は『毎日』(社長以外の幹部は全て『毎日』からの出向で 『大阪毎日』元副主筆の井上吉次郎が主筆)、『神港夕刊』は『神戸新聞』、『夕刊』 京都』は『京都新聞』と人材や資金の面で何らかの関係を持っており、各新聞 により協力関係の「密度」は異なるとはいえ、タイプ(2)に該当する(2)0。従って、 タイプ(3)に当てはまるのは『国際新聞』と『大和タイムス(現『奈良新聞』)』

に過ぎないといえる11)。

これら新興紙の紙面、編集方針は様々であって、詳細に検討する能力は筆者にはない。ただ論説についていえば、『神港夕刊』は1947年5月まで社説がなく、『都新聞』『夕刊新大阪』もそれぞれ「都論壇」「人民評論」が社説の代わりとして設けられ、主筆並びに識者寄稿が載せられていた。

一方、既存紙の動向については、戦時中の経営者に対する戦争責任追及(多くの経営者が公職追放処分を受ける)や新聞民主化の動きがみられた。特に『京都新聞』は、1933年辞職に追い込まれるまで同志社大学の教授であり、新村猛、中井正一らが創刊(1936年)した雑誌『土曜日』に協力したことでも知られる経済学者住谷悦治を論説部長に迎えており(1945年10月)、翌1946年5月住谷を社長とする新興紙『夕刊京都』が創刊された120。また1946年11月に北浦圭太郎(1940年「反軍演説」を行った斉藤隆夫の除名に反対した議員として有名)が『奈良日日新聞』の社長となり論説にも関与するようになったことも注目されよう(なお占領期近畿地方の府県別新聞発行部数は表1参照)。

Ⅱ.「憲法改正政府案」発表前後

1. 政府草案発表(1946年3月6日)以前

大日本帝国憲法(以下、明治憲法と略称)を改定する必要があるとの議論が 公然化したのは、いわゆる「人権指令」と幣原内閣成立、またマッカーサーか ら憲法改正の示唆を受けた近衛文麿が内大臣府御用掛となり元京都大学教授の 佐々木惣一と共に改正作業に着手した1945年10月に入ってからである。新聞紙 面では10月7日以降、幣原新内閣の課題の一つとして「憲法の見直し」が必要 になったとする同盟通信社(11月に解散し共同通信社、時事通信社に再編)配 信記事と同じく配信で明治憲法の大幅見直しを唱える憲法学者鈴木安蔵「憲法 の根本問題」(10月13日以降)が一部地方紙に掲載され¹³⁾、『朝日』『毎日』は10 月13日にマッカーサーの「憲法の自由主義化」指示に関する GHQ 発表と社説 を同時に掲載することで議論が本格化した。憲法論議の開始から政府草案発表までの期間は、さらに1945年末を境に時期区分することができ、論点は(1)改正の規模と内容(殆どが天皇制に関係する問題であった)と(2)改正手続を巡る問題とに整理できる。

①憲法論議の開始(1945年10月―11月)

前半は、憲法論議が開始された10月中旬から11月初めに議論が集中している が、この時期に社説で憲法改正を正面から取り上げたのは『朝日』『毎日』『大 阪新聞』『奈良日日新聞』に過ぎない。まず『朝日』『毎日』が10月13日にそれ ぞれ「欽定憲法の民主化」、「憲法改正の緊要性」と題する社説を掲載している。 『毎日』が明治憲法第73条により「非常事態」に遭遇した場合は当然憲法改正が 可能であるとして見直し不要論を批判するなど両紙共に憲法見直しの必要は認 めているが、今回の憲法改正が「ポツダム官言の忠実な履行」であると共に天 皇の「御発意」であることを強調している。そのためか、『朝日』は「帝国憲法 中の若干条項の省略、改訂または新訂を必要とする」とし、『毎日』はより具体 的に統帥大権、兵備大権の削除や帝国議会=衆議院の権限強化を挙げるなどの 違いはあるが、両紙とも明治憲法の微修正を主張するに止まっていた(さらに 『朝日』は10月20日から22日まで美濃部達吉「憲法改正問題」、『毎日』は10月22 日宮澤俊義「憲法改正の必然性」を載せているが、両者とも憲法改正は不急と 主張している)。なお『朝日』『毎日』においては「憲法改正立案の責任者は誰 か」についても論点となり、『朝日』10月18日社説「旧態依然たり」は内大臣府 (近衛・佐々木)による憲法改正作業を批判し、『毎日』では政府側(10月16日 宮澤俊義と松本烝治談話)と内大臣府側(10月21日佐々木惣一「内大臣府と憲 法改正の考査」)間の論争を掲載している。

地方紙は前述の通り『大阪新聞』と『奈良日日新聞』のみ憲法改正を論じているが、両紙ともやや踏み込んだ主張を展開していた。まず『奈良日日』の10月24日「憲法論議を喚起せよ」は、天皇の御発意による憲法改正を強調しつつ

も、一部の大権削除といった部分的・技術的見直しに止まらず、明治憲法の根 本原則とされる第1条から第4条もこの際論議の対象とすべきであるとしてい る。ただし、この社説は同盟通信の配信論説を掲載したものであり14)、またこ れ以降『奈良日日』は草案発表まで社説で憲法を取り上げることはなかった。 一方、『大阪』は10月段階では国民に対して「衆愚政治に堕る勿れ(10月14日)」 と主張していたが15)、11月に入ると憲法並びに統治のありようにも目を向ける ようになった。すなわち、11月2日「輔弼責任の一元化」では「輔弼責任の多 元性(内大臣の常時輔弼、統帥大権、重臣の献替、枢密院の諮詢奉答)」を「清 掃|して天皇と国民の直結を図ることが憲法改正で特に重要といい、『毎日』社 説とほぼ同様の認識を示している(なお「特権層」排撃による「一君万民」の 実現については『滋賀』も11月25日「君臣間の無用の夾雑物」で憲法には全く 触れずに同様の主張を行っている)。次いで9日「天皇と民主主義」では「天皇 自ら政務を総攬されず、統治の大権を人民に委託され」、「天皇が希求される線 に沿って人民が民主主義の政治を確立する | ことで「日本独自の民主主義が実 現 | すると主張している。ただし同社説は「日本独自の民主主義 | の実現には 運用上の変更でよいのか、憲法改正が必要か否かについては言及していない。

なお『大阪』『奈良日日』以外の地方紙の社説は憲法改正を直接扱っていない。 『神戸新聞』は「わが国体観と神祇観」と題する社説を『朝日』『毎日』社説と 同じ日(10月13日)に掲載しているが、「皇室制度に根本的修正が加えられても、 上御一人のご身分に変化なき限り、我一君万民の国体は厳として揺るがない」 と「わが特殊国体」の特殊性に力点を置いている。一方、『京都新聞』は佐々木 惣一への取材記事(10月18日)など内大臣府の改正作業に関する記事を多く掲載し、また社説(10月26日「勇気たる国民たれ」27日「思想に対しては思想を」)やコラム「晩鐘」において憲法問題の自主的解決と天皇制論議の自由を主張していた。そしてそのための議論提供(例えば、福沢諭吉、西田幾太郎、加藤弘之、伊藤博文の天皇・皇室論の紹介記事)を積極的に行っている¹⁶。

②民間草案発表と政府批判(1945年末-1946年3月)

後半は、内大臣府の改正作業が事実上頓挫した後、松本烝治国務相を中心と する政府(松本委員会)の改正作業の動きが伝えられ、各政党・憲法研究会な どの憲法草案が発表されるようになってから、新聞における憲法論議が相対的 ではあるが活発化した。

まず『毎日』と『京都』が1945年末に憲法問題の社説を掲載している。『毎 日』12月21日「微温に過ぎる憲法改正案」は前月提出された近衛文麿の改正案、 特に「天皇は統治権の総攬者」との規定を批判し、天皇は「国の元首」である が「国務を親らずということを憲法に明文化することが必要」と主張している。 この『毎日』社説は10月時点での明治憲法の部分的改定という主張を軌道修正 したものであるが、主権の所在については曖昧にしている。なお『毎日』は翌 年1月に自由党の憲法草案を批判する社説(1月23日「自由党の憲法改正案」) を、2月には有名な松本委員会試案のスクープ記事と同時に掲載した社説(2 月1日「憲法改正試案に対する疑義」)があるが、その主張は年末の社説とほぼ 同様のものであった¹⁷⁾。一方、『京都』12月30日「民間憲法草案と天皇制」は憲 法研究会の草案発表を受けての社説であるが、同会の草案について「民衆の意 思をよく盛り込もうと努力した跡 | が伺われ、「天皇制を左右両翼の圧力より 護ろうとする」ものであるとし、特に「統治権は日本国民より発す」「天皇は国 務を親らせず、国政の一切の最高責任者は内閣となす | という条文は画期的な ものと評価している。そして天皇制について、天皇制護持論の理論的貧困を指 摘しつつ(天皇制を)なぜ保持しなければならないかという疑問もあろうが、 天皇制の是非は国民の自由な判断に委ねるべきとしている。以後(1946年) 『京都』は社説で憲法問題を論じてはいないものの、コラム「晩鐘 | において憲 法問題の自主的解決に向けての議論の喚起、政府の消極姿勢への批判を展開し ている18)。

1946年に入ると、松本委員会の改正作業への批判記事が目立つようになり、例えば共同通信配信解説(1月24日)は各党・団体の憲法案を整理したうえで、

政府の保守的姿勢を批判している。ただ社説での意見表明はこれまでと同様低 調なものであった。『大阪』と『奈良日日』は(天皇についての社説はあるもの の) 『滋賀』 『神戸』、それに新興紙『和歌山日日新聞』 『紀伊民報』と同様に憲 法問題を取り上げることはなく¹⁹⁾、『朝日』も1月と2月に各1回憲法に関す る社説を掲載したものの、松本委員会による憲法改正作業に対する批判に止 まっており、憲法改正に関する自社の見解を披瀝することはなかった²⁰⁾。こう した中『和歌山新聞』と2月創刊の『大阪時事新報』が社説を出しており、新 興紙『夕刊新大阪』も社説に代わる「人民評論」において意見表明を行ってい る²¹⁾。このうち『和歌山』 1月18日「天皇制所感」は、「軍国主義独裁政治の禍 根を残さない | という課題に応えるため「天皇制の(是非をめぐる)問題とは 別に主権を人民に置くのが民主主義政治に徹する最大の案件」と主張している (ただし『和歌山』はこの1本しか憲法・天皇制を論じておらず、また「民主主 |義の本末転倒|(1月29日)など他の日の社説を見る限り、必ずしも一貫した主 張を展開していない)。また創刊した2月に2回憲法と天皇制を論じた『大阪 時事』は「天皇は形式的には最高地位だが実質的には統治しない」という年末 の『毎日』社説と同様の、また『大阪』の11月社説と類似した主張を展開して いた。ただし『大阪時事』の場合、4日「天皇統治権を論ず」は「主権在君」 から「主権在民」への改正を求めているのに対し、6日「憲法改正の輿論を取 り上げよしては輿論調査研究所調査で示された意見に賛意を表するとの形をと りながら「君民一体の見地より政権を天皇と議会とで分有する」という「君民 同治」に基づく改正を主張していた²²⁾。なお6日社説では憲法改正のための公 選委員会設置も主張しているが、改正手続について『新大阪』「人民評論」で黒 田覚(京都帝大教授)が、改正の発案権者を天皇のみとした明治憲法第73条を まず改正し「改正方法の改正を行った後に憲法内容の改正を行うべき」と主張 している(2月22日「憲法改正方法の改正が先決」)。黒田の主張は大半の新聞 が改正手続きに関心を寄せなかったことを考えると貴重な意見であったが、現 実の憲法改正の動きや新聞での憲法論議に影響を与えることは殆どなかった。

というのも、2月中旬以降日本政府の保守的姿勢に驚き改正草案を提示した GHQと日本政府との間で折衝が行われており、結果政府の改正作業の動きは 「停滞」し、新聞報道もこれに「比例」して減少していたからである。

2. 政府案発表以降

1946年3月6日日本政府が発表した憲法改正草案要綱は、それ以前の政府の保守的な姿勢からは想像も出来ない内容であった上、3月に入って「政府案頓挫」が報じられたこともあり予想外の事態と受け止められた²³⁾。この点『朝日』3月8日「憲法草案と世界平和」は「これ(=憲法草案)は幣原内閣単独の力でなしうる所でなく、おそらく連合軍最高司令部、なかんずくアメリカの強力な助言が役立っているとみるべきであろう」と指摘している。

政府案のうち、3月の憲法草案に対しては多くの新聞が評価やコメントを社説・論説で展開しており、この点それまで低調であった憲法論議を活性化する役割を果たしたとはいえる。しかし一方で翌4月発表の正文への社説が非常に少ないことも事実である(『京都日日新聞』と『大阪時事』のみ)。そして、政府案の「内容」に反対を表明したのは『新大阪』3月11日「人民評論」での日本共産党の宮本顕治寄稿だけであって、『朝日』『毎日』をはじめ多くの新聞は替意を表していた。

①政府案支持

まず『朝日』 3月7日「画期的な平和憲法」は主権在民、天皇制存続、戦争放棄が政府原案の特徴――ちなみに共同通信解説による憲法草案の特徴は主権在民、天皇世襲、戦争放棄の3点であった――とみなし、その背景を説明したうえで、国民に向かって原案について十分な論議研究を行いこれを自らのものとして完成するよう努力することが肝要との訓示を行っている。これを簡略化したような内容であったのが『奈良日日』 3月11日「憲法改正の中心問題」であり、同社説では草案の「進歩的内容」を評価した上で、これまでの日本の歴

史を回顧しつつ国民の努力の必要を強調している。なお『奈良日日』 3月18日 解説「憲法草案の国際的意義」、21日「日本の永久中立化を提唱」は共同通信の 配信であるが、いずれも憲法草案を画期的なものと評価している。

一方『毎日』は3月8日「民主憲法と新道徳」以降、10日「戦争放棄と日本 の将来」、14日「基本的人権の尊重」、15日「特別議会と憲法審議」と4回にわ たり草案の内容紹介と評価を行っている。そして基本的人権について「国民の 要件|規定がなく、経済的・社会的平等と自由、具体的には女子労働・母子保 護に対する積極面の補充が必要としつつも、速やかに議会審議を行い成立すべ きとしている²⁴。また『大阪時事』3月8日「憲法改正と主権在民の責任」は、 「かねてからのわれらの主張・国民の輿論が通った」として全面的に憲法草案 を支持しているが、4月18日「憲法成文化に一示唆提示」では憲法案(正文) で示された天皇制について「主権在君と在民との合同体に権能と責任を分ち給 うところに新しい生き方がある | という3月6日社説での「君民同治 | に沿っ た理解も示していた。さらにこれまで憲法を論じてこなかった『神戸』は、3 月8日「天皇と憲法改正案」――議論の8割以上は天皇制擁護であるが――に おいて憲法草案は「歴史的現実の中庸の上に立脚し」、大多数の国民の支持を 受けるであろうと評価しており、また1月以降憲法に言及しなかった『大阪』 は、憲法草案を評価したうえで、戦争放棄、平等、国民の権利、議会といった 日常生活に関係の深いものから特徴紹介をしている(3月9日「改正憲法の含 み |)。

最後に、4月創刊の『京都日日新聞』は社説に相当する「けふの主張」(4月19日「憲法より実質を」)において天皇制維持に安堵しつつも「法は人が作る」という観点から、新憲法が定着するための環境整備、例えば「交戦権を棄てるという形式よりも、戦争挑発の魔物である資本主義という怪物を退治することが先決」と主張している²⁵⁾。

②その他(批判・「無視」)

前述の通り、政府の憲法案に反対を表明したのは、(1) 天皇は平等規定とも 矛盾する存在で国民統合の象徴とはなりえず、(2) 戦力の不保持は警察力強化 という抜け道があり、(3) 貴族院にかわり新設される参議院は反動的役割を果 たすであろうとする宮本顕治寄稿(『新大阪』「憲法改正案について」)だけで あったが、先に触れた『毎日』の注文も含め、他にも賛意を表しない新聞も存 在していた。

まず『京都』の場合、草案発表直後の3月8日「憲法改正案と華族」は草案で一部残された華族制度への批判のみ議論しており、憲法草案への評価・コメントは一切ない。『京都』は、帝国議会開会まで憲法案に対する批判はしてはいないが、憲法問題を直接扱った社説もない。また『和歌山日日新聞』は4月20日「憲法が大事か 国民が大事か」で食糧問題解決を優先することを主張しており、憲法案の内容に対するコメントは皆無であるが改正は不急として冷淡な姿勢を取っていた。

さらに『滋賀』『和歌山』『紀州民報』は確認できる紙面をみる限り、3月一4月に憲法に関する社説を一切載せていない。ただし以上3紙(少なくとも『滋賀』『紀州民報』)は憲法に否定的であったために無視したとはいえないように思われる。『和歌山』の場合、5月になって憲法制定のための特別議会設置論ないし憲法審議延期論にたった社説を掲載し、憲法制定には国民が慎重に検討するための時間が必要であるにもかかわらず政府は性急に憲法審議を急ごうとしていると批判している。(5月23日「国民の自由意志を尊重せよ」)。前節で紹介した1月社説の主張とあわせ考えると、より急進的な立場から憲法案に批判的であった可能性が高いが断定は出来ない²⁶。なお憲法審議延期論については『朝日』も『和歌山』と同じ日の社説「新内閣と国民大衆」の末尾で同様の主張をし、さらに6月10日「手続の民主制を守れ」では「民主的」な憲法制定のための憲法議会招集を主張している。また時期がやや異なるが憲法学者大西芳雄も『新大阪』寄稿で政府の進める改正手続きを問題視し、明治憲法第

73条を改定して真に国民意志による憲法改正の方法を定め、これによって新憲法を制定するという前述の黒田覚と類似した主張を展開している(3月19日「新憲法と国民の同意」)。ただしこれらの主張は、吉田内閣が憲法改正案を上程したことで特に注目されず、「審議延長論」は事実上撤回されることで立ち消えとなった²⁷⁾。

Ⅲ. 帝国議会審議(1946年6月─10月)

1946年6月20日開会された第90帝国議会において吉田内閣は正式に憲法改正案を上程し、以後最終的に10月7日に成立するまで議会において憲法審議が進められた。議会という場で憲法案が審議されることによって各新聞の憲法論議も活発となり、以降社説・論説も掲載されるようになる。

とはいえ、必ずしも憲法への関心が高くない新聞があったことも事実である。議会開会から憲法成立までの間、憲法問題を論じた社説(『都新聞』『夕刊新大阪』は主筆執筆分に限定)を数えてみると、[全国紙]『朝日』 3 本、『毎日』8 本、[既存地方紙]『滋賀』 2 本(全て配信)、『京都』 6 本、『大阪』 2 本、『神戸』 2 本、『奈良日日』 1 本(配信)、『和歌山』 3 本(2 本配信)、[新興紙]『京都日日』 4 本、『夕刊京都』 4 本、『都』 2 本、『大阪時事新報』 7 本²⁸⁾、『新大阪』 4 本、『和歌山日日新聞』 0 本、『紀伊民報』 0 本であり、新聞によって関心に大きな差があったことは明らかである。『大阪』『神戸』は衆議院通過と憲法成立時にのみ社説を掲げ、『滋賀』『奈良日日』『和歌山』は共同通信配信論説を社説・論説として転載したものであった(なお6月創刊の『都新聞』と『夕刊新大阪』は社説の代わりである「都論壇」「人民評論」に識者寄稿を掲載している²⁹⁾)。

加えて、無関心というより憲法案そのものに距離を置く新聞として、前述の 『和歌山』の他、新興紙『和歌山日日』と『夕刊京都』(5月創刊)が挙げられる。すなわち、敗戦による「道義の退廃」を嘆き占領軍への批判も行っていた 『和歌山日日』は、憲法改正は「軍国主義から民主主義への切り替え」として必要なことは認めるものの、政府案発表時と同様に「憲法より食糧」との立場を明確にし(6月20日「特別議会の緊急問題」)、以降憲法公布まで憲法について一切論じていない³⁰⁾。一方『夕刊京都』は7月4日「人民の要求する憲法改正」において「憲法とは元来人民が専制権力に対して戦い取った自由と権利の認証であり、その闘争のギリギリの線を示すものであるべきはず」なのに、「今人民が全体として立つべき線が根本において曖昧であり、ますます曖昧ならしめる運動が盛んである」といい、貴族院審議段階でも「この憲法は人民の素朴な働く手で作り上げたものではない」(9月6日「国民はいま分裂してる」)としてポッダム宣言受諾から議会での論議までの憲法改正のありように対して批判的見解を示していた。『夕刊京都』もまた、9月6日の社説以降、11月の公布まで憲法に関する社説を載せていない。

議会審議中に社説が比較的多く掲載されたのは、憲法案上程・衆議院審議時(6月末-7月)、衆議院通過時(8月24日前後)、貴族院審議時(特に8月末-9月初め)、成立(10月7日前後)という4つの時期であった。

1. 衆議院審議時

衆議院審議において議論になったのは憲法改正によって主権の所在はどうなるのか、天皇の地位、国体は変革されたについてであり、その結果新聞の論説も大半は主権問題を取り上げている。なお、今日の憲法問題でもっとも争点となる戦争放棄については、国際環境、国民精神両面での環境整備――そのためには社会主義的政策が必要という――を説いた『京都日日』 6月28日「平和国家への決意を問う」の1本だけであり、また基本的人権を直接扱った社説は皆無であった³¹⁾。『京都』 7月2日「憲法問題の焦点」では、改正の方向として(1) 現行憲法を維持し運用において民主化する主権在君説(自由党、進歩党)(2) 国家法人説(社会党)(3) 徹底的な主権在民説(共産党、憲法研究会案)の3説を紹介しており、(3)にもっとも好意的である。また(2)についても「政府の議会

での答弁における甚だしく神秘的な、了解に苦しむ「心」の問題を強調して右 顧左にしているより寧ろハッキリはしている と評価している。

ところで、『京都』でも批判的に紹介されているように、主権問題に対する政府(吉田茂首相、金森徳次郎国務相)の答弁が、改正案で示された主権在民を 薄めようと極めて曖昧なものに終始したことから、社説を掲げた新聞はこぞってこの問題を取り上げている。

まず全国紙では『朝日』6月30日「憲法審議への註文」と『毎日』6月27日「主権の所在を明確にせよ」7月1日「天皇は日本の象徴なり」が政府提出の憲法案は明確に「主権在民」を規定しているのに、その点を曖昧にする政府の解釈は不当であるとしている(なお以前と同様に『毎日』の方が詳細かつ積極的に議論を展開している)。

次に新興紙についてみると、全国紙では言及を避けた国体(の変革)に言及 するものもあり、新聞によって理解が異なっている。『都』(6月29日「憲法論 議に観る(田畑磐門)) は国体について「如何なる人が統治するかという観点 から観た国家の形式 | と定義した上で、政府案では天皇がもはや統治権の総攬 者ではない以上「国体は変革したと理解するのが妥当である」といい、『新大 阪』の井上吉次郎主筆も国体を「国家の目的を達成するために行う政治の様式 であり、政体といってもよいもの」とし(7月31日「国体という考え」)、「主権 は国民生活の協同体である国家の属性である|から、「主権のあるべきところ は自ずから明かしであると説く。もっとも井上はそもそも「主権は論理的なも ので実体的に存在するものでなく」「主権観念のような観念法学の残滓は出来 るだけ実態法たる成文憲法に避けた方が | よいとも指摘している(7月4日 「主権は問題ではない」)。一方『大阪時事』7月9日「主権論議」は日本国民の 通念における国体とは「天皇がその身分において日本における最高唯一人者で あり国家の中心をなすしことであり、このことは改正案も十分明らかにしてい るとする。ただし同時に「一切の政治権力が国民のみに委ねられていることを 政府は寧ろ進んで強調すべき」であると主張し、この点『都』『新大阪』と共に

政府答弁を批判していた(なお田畑忍同志社大学長は『都』7月12日「憲法改正案第1条の解釈」において、改正憲法案の第1条の前段「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって」は君主主権主義を、後段「この地位は、日本国民の至高の総意に基く」は前文とも照応した主権在民主義を表明したものとの解釈を示している)。政府批判といえば『京都日日』も同様であり、6月26日「天皇は国民なりや」は政府のいう「国民の内に天皇を含ませる」ことは天皇の「特別の尊厳と権威を損なう」もので「不敬罪を構成する恐れ」があるとして「人民主権の君主主義」が原理的に成り立ちうるかについての国際的に通用する証明を要求しており、6月30日「天皇制に関する政府答弁の食い違い」は表題どおりの内容であるが、「日本では民意に副わぬ政治が行われたことはなく、五箇条の御誓文以来民主主義国家であった」という吉田首相答弁に対しては事実誤認と猛反発している320。

結局、GHQの「介入」もあって政府や保守政党が狙った主権を巡る解釈の「逆行」は阻止され、7月末に主権在民をより明確にした自由党・進歩党の修正案が提案、通過することになる。この政府・保守政党の方針転換について『朝日』8月5日「修正態度の説明を要す」、『毎日』8月7日「『新憲法』を裏付ける努力」は批判的であったが、修正自体は歓迎している(ここでは『朝日』の方が政府に対してより批判的であった)。

もっとも、議会の論議が主権や天皇制に集中したことに対して批判的な意見もまた存在していた。前述の『新大阪』や『大阪時事』もそうであるが、『滋賀』『奈良日日』『和歌山』の7月10日「憲法論議の立場」(共同通信配信論説で執筆は江尻進)は憲法審議が主権の問題にこだわり過ぎており、他の条章、特に国民の権利義務の内容、国会の運用、裁判官の任命審査の問題といった「技術的」なものの討議、検討がおろそかになっていると指摘している³³⁾。『大阪時事』は具体的に「裁判官罷免の国民投票制」不要論を展開している(7月14日「憲法問答」³⁴⁾)。

8月24日憲法案は衆議院本会議を通過したが、これに対して『毎日』『大阪』

『神戸』『大阪時事』が社説を出している。『毎日』8月22日「憲法の修正可決に際して」は主権在民の明確化や基本的人権に生活権、文化権、休息権を加えた点など衆議院における修正を評価し、貴族院についてはその保守的性格に危惧を抱きつつも「最後の仕上げ」を期待するという内容となっており、『神戸』8月25日「憲法衆院通過」も修正により改正憲法の歪曲が阻止できたとしている。一方『大阪時事』8月22日「最善の憲法に」は貴族院審議への注文が主であるが、主権在民に関する衆議院の修正については「民主原理の強化なのか緩和なのかハッキリしない」と指摘しており、『毎日』『神戸』とは認識を異にしている。また『大阪』8月26日「新憲法への覚悟」は、題名通り、国民に対して新憲法を生かしていく自覚と覚悟を求めたものである。この点『大阪』社説は、次章で触れる公布・施行時の各新聞社説を先取りする内容となっているが、天皇・国体については以下のように言及している。「主権在民とは言い条、天皇を含めての国民全体の結合であるからは我国体は依然として天皇を中心として維持されており」、「天皇を天壌無窮に存立し奉る責任と義務は懸かって国民の意思による。この明確な覚悟が国民になくてはならぬ」。

2. 貴族院審議と成立

貴族院審議時の新聞論説は、大きく(1)貴族院審議の意義、(2)審議内容への論評、(3)新憲法普及に分けることが出来、この点審議内容のコメントが中心であった衆議院段階とは異なっている。これは衆議院通過で憲法審議の「山場は過ぎた」との認識が生まれたことや貴族院のこれまでの「保守反動的」な性格や憲法改正で廃止される貴族院が憲法案を審議することを問題視する意見が有力であったためであろう。そのためか衆議院審議では社説を載せていた『朝日』『京都日日』が貴族院審議中は一切社説を出しておらず、『新大阪』も論説記事が大きく減っている。逆に『京都』は貴族院審議時の方が社説が多い(なお『京都』はこの時期のみ署名付社説であり、住谷の他に黒田覚が執筆している35)。

貴族院審議においても、主権論議(佐々木惣一、南原繁、宮澤俊義ら学識議員と金森国務相の論戦)が問題となったが、衆議院段階と同様にこの問題で社説を出したほとんど全ての新聞が相変わらず曖昧な政府答弁を批判している。例えば、『夕刊京都』8月30日「法律と道徳は別物である」は、「人民主権を確立しようという今日の憲法改正論議にこのような説明(=金森の答弁)がでることは心外であり、これは法治国を原始社会に引き戻そうとする志向のあらわれ」と批判した上で9月下旬以降有識者へのアンケートを実施(9月21日―10月2日「新憲法 私はかく思う」)しており36)、『京都』は9月6日「国体論と国民感情(住谷悦治)」は「国体は国民的感情による信念」という金森の見解に対し「感情が重大な問題決定に主要な役目を果たすのか」と疑問を呈し、また金森のいう「国民的感情」とは「半世紀にわたる教育と宣伝によるもので、理性に照らして考え直す必要がある」とし、15日「憲法委員会への要望(黒田覚)」は「新憲法によって国体の変革を見たと考えるのが国民主権の立場からの当然の帰結」と結論付けている。

ここで注目すべきは、『京都』15日社説のように、貴族院段階になって国体は変革したとの見解を採る新聞が目立つようになったことである。すなわち、『都』9月16日「新憲法と天皇の神聖不可侵権(田畑磐門)」は明治憲法第3条改廃による天皇の法的地位の変化を紹介することで衆議院段階での見解(6月29日)を再確認し、『新大阪』(9月10日「貴院憲法論議の価値」)も同様であるが、『毎日』『大阪時事』も国体変革に言及するようになる。特に『大阪時事』9月7日「質疑と応答」は、衆議院段階と同様「今度の改正は政府が寧ろ進んでその進歩性を誇るべき」なのにそうしないのは「奇怪」だと政府を批判しているが、「主権在君から主権在民への主権所在の移動」で「国体が一変」したのは「一点の疑いを挟む余地はない」と明言しており、国体(の理解)に関する力点の置き方を衆議院審議時より変化させている。一方『毎日』9月7日「一点の疑義を残すな」の場合、金森の説明は「新憲法を神秘的解釈によって歪曲する恐れ」があり、「法律上の国体は変革した」とする斉藤隆夫の見解の方が納

得できるとして間接的ではあるが国体変革に言及していた(なお『滋賀』9月23日配信論説「新憲法と国体」で鈴木安蔵は、如何なる意味においても国体という言葉を用いることに違和感を持つと主張している)。

以上の貴族院での審議を通じて、当初その保守的性格を危惧していた『毎日』は「ある意味で貴族院の最後を飾るものであり、参議院のあるべき姿、並びに二院制の効用について考えさせるものがあった」と(9月7日)し、『新大阪』の井上主筆も「将来の学理解釈に有力な参考になるもので、記録的価値は大きい」(9月10日)と高く評価している。ただし『京都』の前掲15日社説は、貴族院議員(学識経験者)に対して、(1)良識的な意味での政治性をもち、パースペクティヴな立場から問題を取り扱うこと、(2)(議員=学者の持つ)学説的根拠そのものについて反省することを求めている。

9月中旬に入ると、貴族院での憲法審議が一段落したこともあって、憲法案 = 新憲法の普及に関する社説が幾つかでてくる(『毎日』 9月11日「新憲法の普及徹底について」が最初)。10月7日に政府提出の憲法案が成立するとさらに多くの新聞が普及に関する社説を掲載するようになる。この種の社説は、前述のように新憲法の意義・内容を周知徹底する目的で掲載されたもので公布・施行時の社説を先取りする内容であり、意義に力点を置く社説、内容紹介に力点を置く社説、普及方法・記念事業を扱った社説に区分できる。

意義を説く社説は『大阪』10月6日「新憲法成立す」、『朝日』10月8日「憲法改正案の成立」、『京都』10月8日「新憲法成立」、『毎日』10月9日「新憲法成立について」、『大阪時事』10月9日「新憲法による旧制度の廃止」と憲法成立時に集中している。内容も新憲法の成立を歓迎してその意義を説き、国民に対して自覚を求めるという点では類似している。幾つか気になる点を挙げておくと、他の新聞で様々な議論を呼んだ国体にこれまで触れてこなかった『朝日』がこの時点で国体に言及しているが、「元来法律的に明確でない国体という概念」を、憲法論で論じようとすることが「無意義に近い」ことは今国会の議論の結果でも明らかであり、この問題は「天皇に対する、今後の国民の実際

の態度なり、感情なりが、事実の上で解決するより仕方がない」と主張している。一方衆議院通過時には主権在民を指摘すると共に天皇擁護を唱えていた『大阪』は「けふまで日本国の主権は天皇にあってこれが我国特殊の国体であった」のが「今後は国民に移行する」というのは「これだけでも驚くべき大変革」との認識を示している。また、自覚を求める一例として「ワイマール憲法の教訓」を『京都』『神戸』が取り上げているが、「失敗」の原因について『神戸』が条文の煩雑さと憲法を定着させる社会的基盤の欠如を挙げ、『京都』はドイツ国民がドイツの民主主義化を実現すべき決意と能力を持ち合わせてなかったことを強調している。

次に内容紹介や普及に関する社説についてみてみる。内容紹介に力点を置いていた社説は、意義を説く社説の中に内容を一部言及するものが多かったため『京都日日』10月10日「新憲法の成立と勤労国民の責任」が目に付く程度であるが、同社説では特に勤労権(第25—28条)が国民にとって身近で重要な権利として取り上げている。

普及方法・記念行事については、『毎日』 9 月11日社説では言論機関を総動員し、憲法の理解のため、かつての教育勅語のような朗読の機会を作ることや憲法講習会の開催を求めており、『神戸』10月27日「憲法発布記念事業への提唱」では記念事業として公民館を民主日本における地方文化育成の中心機関として建設することを提唱している。一方『京都』はこの問題に関して3本社説を掲載している。10月5日「新憲法の普及について」10月10日「より有意義な式典へ」はそれぞれ表題について論じたものだが、黒田覚執筆の9月22日「新憲法と発布の方法」は、新憲法は形式(明治憲法第73条の改正手続きによる明治憲法の改正=欽定憲法の延長)と内容(国民主権を宣言した国民自身によって制定された民定憲法)との間にズレがあり、その結果形式と内容のいずれかに重点を置くかによって発布や式典の方法に多くの相違が生まれると指摘している。そして「国民の制定した憲法」にふさわしい発布、式典のためにも(1)公式令の規定に基づき新憲法に付加される上論は憲法前文のような性格を持つ

明治憲法のそれとは性格を異にする必要があり、(2) 式典は議会が主導的役割を持ちうる方法を考慮すべきであると主張している。この点『和歌山』10月7日「新憲法発布と祝賀」は、新憲法をできるだけ保守的にすることに努力した政府や政党の手による祝賀行事は憲法の非民主性を覆い隠すことと民主主義革命に対する人民の熱意を弱めることに意義があるのではないかと主張している。ただし同社説でも新憲法については民主主義的であると述べており、また6日後(13日)の『和歌山』社説「新憲法発布と国民の覚悟」(共同通信配信)は、他の新聞の社説と同様、新憲法の意義と国民の自覚を求める内容であった。

Ⅳ. 新憲法公布と施行

10月に成立した日本国憲法は、それまでは「明治節」であった11月3日に公布され、半年後の5月3日に施行されたが、各新聞は公布と施行という「記念日」にあわせて社説を載せ憲法を論じている。そのためか、この時期の新聞社説は公布並びに施行の前後に集中しており、それ以外の時期(1946年11月中旬一1947年4月)は殆ど論説のない新聞が多い。また社説の内容は、前章でみた憲法成立時と同様「啓蒙普及」が大半であった。

なお社説とは別に、公布・施行に合わせて、新憲法の解説を掲載した新聞が 幾つかある。地方紙に限定して列挙してみると『滋賀』「婦人のための憲法教 室」(11月11—12日)、『京都』「新憲法逐条解説(共同通信)」(11月4—9日)、 同『新憲法読本(黒田覚)』(3月2日—4月28日)、『大阪』「絵解 日本国憲法 (大石兵太郎解説)」(11月2—4日)、『神戸』「新憲法の解説と批判(鈴木安 蔵)」(10月31日—11月10日)、『奈良日日』「新旧憲法比較(北浦圭太郎)」(1946 年10月30日—1948年1月22日)である。今回はこれら解説までは検討すること が出来ていないが、例えば『神戸』の鈴木安蔵解説と(後述する)社説との間 には距離があったように思われる。また『奈良日日』の北浦の解説は合計418 回にものぼる連載であり、詳細な検討はこれからの課題であるが、基本的に諸 外国の紹介を含めた制度の解説であり、議会審議中「山吹憲法」というニックネームをつけて憲法案を批判した姿勢からは幾分変化している³⁷⁾。

1. 公布(1946年11月3日)

これまで度々言及してきたように、公布時の大半の社説は、(1) 新憲法の由来や意義を解き、(2) 日本の現実と憲法のズレを指摘し、(3) 国民に新憲法を生かして運用するよう努力と覚悟を求めるという点では(全国紙、既存県紙、新興紙とも)類似の内容であった。例えば『朝日』「新憲法の公布」は、「憲法のさし示す方向は民主主義と平和主義」だが、「民主化と平和主義遂行の道は平坦でない」とし、『毎日』「新憲法公布と国民の覚悟」は、新憲法を「平和な文化国家を目指す新日本の基盤」と位置づけているが国民と憲法規定との適合を問題視している。そして両紙とも課題として憲法附属法規の制定の他、「国民大衆の新憲法への理解」を指摘して国民に努力と自覚を促している。さらに共同通信配信論説で同一文章である『滋賀』『奈良日日』『和歌山』の社説「新憲法の公布と国民の政治」は、欧米諸国の経験を中心とした意義に力点が置かれているものの基本的に『朝日』『毎日』と類似するものであった(『和歌山』は11月8日に改めて新憲法の由来と意義を述べた「新しき革袋」を掲載している)。ここでは議論になったテーマや各紙の力点の置き方を中心に整理していきたい。

まず、新憲法の特徴を民主主義と平和主義とする点は多くの新聞で共通しているが、『京都日日』(「平和の大憲章公布」)は国民の基本権と戦争放棄の二点とし、『京都』(「新憲法公布に際して」)は「平和の提唱」、「民主政治の徹底」ともう一点「国民の人間性の尊重」を挙げている。『紀州民報』の声明(「憲法公布の大いなる朝に誓う」)は、新憲法そのものを論じたものではないが「民主主義の根本精神は人格の尊重である」点を強調し、説いている。

明治憲法をはじめとする「これまでの歴史」については、前述の『夕刊京都』 『和歌山日日』の他、『朝日』(「新憲法の公布に際して))、『都』(立言「あたら

しい日本発足の日 |)、『京都日日』、『大阪』(「新憲法の公布 |)、『大阪時事』 (「日本国憲法」)、『新大阪』(『憲法公布』)、『神戸』(「新憲法と国民生活」) が言 及している。『朝日』『都』は、敗戦の結果として今回の民主憲法が成立したこ とを想起すべき点を指摘し、『京都日日』『新大阪』『大阪時事』は明治憲法につ いてそれなりの評価をするものの運用の失敗や内容の問題点を指摘して新憲法 制定に話をつなげている。例えば『大阪時事』は、新憲法は「極端な国家主義 に対して民主主義を、危険なる軍国主義に対して平和主義を取り入れたしとし ている。天皇については、全体にそれまでの議論に比べると言及されなくなっ ているが、『神戸』は天皇の行幸の際の国民の態度(君が代の合唱、日の丸の掲 揚、感激の涙)から、国民は「天皇国民の中に存せり」という事実を確認した とみなし、天皇象徴を定めた憲法第1条の精神も国民に受け入れられたとみて いる(一方、天皇関係以外の条章については受容が進んでいないとして国民に 自覚と努力を求めている)。さらに『大阪』11月7日「新憲法と各党の態度」で は、国民の総意とみなしてよい新憲法に反対した共産党について「殊さらに反 対せんがための反対 | とするが、『京都』は「政治家の行動が国民大衆のそれと あまりにもかけ離れた存在であること」が憲法に対する一般の認識不足の根本 原因であるとみている。

なおこれまで憲法案に距離を置いていた新聞が、新憲法に対して一定の評価を下す社説を載せたことも公布時点の憲法論議の大きな特徴として挙げられる。『和歌山日日』(社論「公布された新憲法」)の場合、少数の武力論に尚早論が圧倒された結果、天皇は「非戦論者であったにもかかわらず御名に於いて太平洋戦争の宣戦のせん勅を発布した」という「矛盾」が生じたとし、憲法改正による「「主権在民」の精神は「累を天皇制に及ぼすものではなく、むしろ(天皇が)自由の御境涯になられるところに眞意義がある」とする。そして戦争放棄をもう一つの特色とした上で「新憲法を生かすも殺すも国民の心次第である」と訓示している。一方『夕刊京都』(「新憲法公布の日に」)は、この憲法は明治憲法の改正か全く別に新しく作られたのかが曖昧なまま公布に至ったとし、そ

の結果として「条文としての新憲法は明治憲法よりも進んだ点を持ちまた幾多の曖昧を残し反動の痕跡を持っている」。そのため「憲法を真に民主的なものたらしめるものはわれわれ人民のこれからの生活の裏づけである」として、「新憲法を人民のもの」にしていく必要を説いている。

2. 公布から施行の間

前述のように、公布と施行までの間は、憲法を正面に扱った社説のない新聞(『滋賀』『大阪』『大阪時事』『新大阪』『和歌山日日』『紀州民報』、それに1946年末創刊の『大和タイムズ』)が非常に多い。1947年3月、本来はGHQの上位機関であった極東委員会が新憲法について施行から2年間、日本の国会において再検討させる方針(前年10月議決)を公表しているが、これに対する社説は近畿地方では全くない380。こうした中、一部新聞が社説で憲法関連の社説を掲載している。なお『奈良日日』が12月に少なくとも2本憲法に関する社説を出しているが、両方とも大部分破損状態の紙面しか残っていない390。

まず条文やその精神を紹介した社説があり、『神戸』が戦争放棄規定の再確認(3月8日「新情勢と平和憲法の確認」)、『夕刊京都』が労働権(11月13日「労働権を保障するもの」)、人民主権の確認(12月15日「新憲法と「仁政」の否定」)、第30条以下の人身保護(2月13日「人身保護に関する法律」)に関する社説をだしており、『和歌山』も女性の権利に関する社説(5日「新憲法と女性」、25日「新憲法と婦人の立場」)を出している。このうち『和歌山』は第14条や第24条といった平等規定だけでなく、第9条、第11条、第13条を列挙してこれらの基本的人権の諸規定が国民生活、封建的な婦人生活の上に大きな光明をもたらすであろうとしているが、憲法の基本的人権条項への注目は、公布以降の一部地方紙にみられた全国的な傾向であった400。

次に普及活動に関する社説があり、『毎日』(11月21日「新憲法普及と政府の確約」)、『京都日日』(11月26日「府憲法普及委員会の怠慢は何事か」、『都』(1月25日立言「憲法普及会は何をする」)がそれに該当するが、いずれも(表題の

通り)中央政府や地方自治体の普及活動の不徹底ぶりを批判する内容であった。 ところで政府批判といえば、憲法と現実とのズレを指摘・批判する社説もあり、 例えば『京都日日』11月13日「憲法蹂躙の内閣」は、政府の国民全般の生活水 準引き下げ方針は憲法前文や第12条の規定、「幸福追求の権利」を蹂躙するも のと批判しているが、この点『夕刊京都』がもっとも積極的であった。すなわ ち11月6日「不法裁判を新憲法の名によって許すな」は、プラカード不敬事件 判決を新憲法第31条、第97条からみて不当なものとした上で「憲法はますます 人民の手で守り民主化の道をすすめるほかない」と訴えており、1月9日「新 憲法を殺すか牛かすか」では、吉田内閣の方針は新憲法(特に第3章)の精神 とは正反対であると指摘している。また3月11日「主権は我々にある」や先に 触れた3つの社説も内容紹介と同時に現状を批判し「基本的人権を生活の中に 浸透させる | ことを求めている。当時、現実政治を批判したり「民主化」を要 求する社説は、全国紙・地方紙を問わず毎日のように掲載されていたが、新憲 法の条文・精神を正面から受け止めそれを根拠に議論を展開しようとする新聞 は限られていた。これまでみてきたように『夕刊京都』は元々日本政府による 憲法改正に対して批判的であり、新憲法の内容にも一部異議を唱えていた。し かし、公布以降は「憲法を否定し批判するよりも先に、まず獲得されたものを 真に生活の中に浸透させこれを生かさなければならない(11月13日) | といい、 むしろ新憲法を武器にして政府批判を行うことに力点に置くようになったので あった⁴¹⁾。

3. 施行(1947年5月3日)

新憲法施行にあわせた各紙社説の内容は、憲法成立や公布時のそれと類似したものが多い(なお『和歌山日日』は社説で憲法を論ぜず、『奈良日日』は欠号のため未確認、『新大阪』「人民評論」は井上主筆でなく末川博立命館大学長の寄稿⁴²⁾)。例えば、『夕刊京都』「新憲法下に戒心すべきこと」は、新憲法は「主権在国民」や人民の基本的権利と義務についてなお多くの問題を抱えているも

ののその本旨を活かして民衆のために正しく運用することを主張しており、 『神戸』「新憲法を護るみち」は福田孝治大阪商大教授のドイツ留学時の見聞を 盛り込みつつ憲法成立時の社説で強調した「ワイマール憲法の教訓」を再説し た内容である。また前年末に創刊した『大和タイムス』が「晴れの新憲法施行」、 公布時は配信論説を転載した『滋賀』『和歌山』がそれぞれ「新憲法の理想を実 現せよ」「新憲法施行に際して」と題した「自前」の社説を掲載しているが、憲 法制定の経緯、内容紹介、国民の自覚を求めるという点では他の新聞と大同小 異であった。なお『大和タイムス』は5月6、7日の2回、戦争放棄を高く評 価した「憲法と平和」と顕する社説を掲載している。

ただ全国の地方紙の傾向と同様に、新憲法施行を新日本建設・民主化完成に向けての「門出」と位置づける新聞も多い(この点『朝日』の社説が「新しい日本の出発」と題しているのは象徴的である)。公布時の社説に比べると、抽象的な意義や過去のいきさつに関する表現・文言が減り、憲法の内容紹介と背景説明が主になっている。また憲法を現実のものにする努力を国民に要求する点についても、(附属法規の制定や4月選挙を乗り切ったこともあり)理想と現実との間の大きなズレに起因した予想される苦難の指摘・強調はやや控えめになっている。「新緑の明るさ」「初夏のすがすがしい衣替え」といった表現もあいまって、全体に公布時よりも「明るい」見通し・印象を与える内容になっている。

また公布時は国民に対して憲法を正しく運用する努力を求めたものが多かったが、施行時になると「憲法を護る」ことを求める社説が幾つかあり、前述の『神戸』や『大和タイムズ』の他、『大阪時事』「憲法を守護するもの」が積極的に論じている。すなわち、新憲法は「曾て人間が創作したもっとも巧妙な君主主義の民主政治を、日本に実現せんことを期して新しく制定されたもの」であるが、全103条中どこにも制裁規定はないと指摘する。そして第81条や第99条により「憲法守護の用意」はされているが、「曾ての右のファッショ」「新しい左のファッショ」といった「憲法の敵」から「憲法の尊厳を維持するには健

全ある国民の輿論以外にないことを国民は銘記すべきである」と訴えている。 なお『大阪時事』のいう「憲法の敵」について、『神戸』の場合は(財閥解体 などで危険性はかなり軽減されたとするが)「放縦なままに資本主義が残る」 ことで「物質的な社会的矛盾が生じ、階級対立が激化」することを危惧し、『大 和タイムス』 6、7日社説は『大阪時事』と同様に極右、極左を挙げているが、 極右=軍国主義復活への警戒により力点を置いている。

以上のように、公布から施行にかけての新聞は全て新憲法を歓迎しており、 意義の説明や国民への努力要請など似たような構成の社説を掲載している。た だし、新憲法の意義や現状把握となると各新聞でかなり認識が異なっていたと いえよう。

補. 憲法改正問題(1948年-1949年4月)

前述のように、極東委員会の決定により日本の国会は施行から2年の間(1949年5月まで)新憲法を再検討する機会が与えられた。しかし1947年5月の施行時は「祝賀一色」であり、翌年5月の施行1周年は新憲法の内容で再検討する必要があるとされた項目を列挙した共同通信の配信記事が地方紙に掲載されるが殆ど反響はなかった(ただ憲法改正とは直接の関係はないが、『神戸』「新憲法と絶対平和」は、第7条「天皇の国事行為」に関して天皇権限の拡大を懸念している)。そして実際に「再検討」が「憲法改正問題」として大きく表面化したのは、1948年8月中旬政府が憲法改正が必要か否かを両院議長に申し入れ、国会に「憲法改正研究会」が設置されるとの記事が掲載されてからであった。

この憲法改正問題について、『朝日』『毎日』『夕刊京都』『大阪時事』『国際新聞』の5紙が社説を掲載し論じている⁴³⁾。『毎日』8月16日「憲法改正問題」は天皇の国事行為、特に解散(第7条)や二院制(第43、44、56条)、首相の指名(第67条)、総辞職(第69条)、第89条といった条文の不備を指摘しつつも憲法改正は疑問とし、『大阪時事』8月28日「新憲法の経験と改正」は施行から1

年しか経過していない時点の改正は時期尚早とする。一方『夕刊京都』8月23日「憲法は不磨の大典か」は、(戦前の天皇制を護持するという意味で)新憲法成立に反対していた右翼・保守派が憲法改正を主張しているとした上で、憲法改正を問題にする場合、憲法が「現実社会の進歩的契機としての機能を果たしているか否かを直視」する必要があるといい、『朝日』8月28日「憲法再検討の機会」は「国民全体が新憲法の内容を反省、再検討する機会」を提供した点に今回の憲法改正問題の意義があると説いている。以上4紙は議論の仕方や力点の置き方に相違はあるものの現時点での憲法改正には慎重ないし反対であった。

こうした中『国際新聞』が、1948年だけで3回社説(8月21日「憲法改正の中心問題」、9月14日「国会を改造する目的」、11月17日「憲法改正と議会の中心問題」)を掲載し、「日本民主化の総決算」として「新憲法は改正しなければならない」と主張している(なお『国際新聞』の1948年以前の紙面は現在未確認)。『国際新聞』の主張する改正点を列挙すると、(1) 天皇の持つ国事行為の排除、(2) 参議院の廃止による一院制導入、(3)「国民」と「何人」の差異といった基本的人権規定の表現の改訂であり、特に(1)については、「日本国憲法によりこれまでの天皇制は廃止された」が、象徴天皇制には「なお曖昧な部分」も残っているので少なくとも「天皇の政治に関する権能を内閣の権能にするべき」と繰り返し主張している。『国際新聞』は在日華僑の手による新興紙であり、「日本軍国主義の復活」を警戒する立場から憲法改正を主張したものといえる44)。この点、『毎日』に談話(8月30日)を寄せている鈴木安蔵や先ほど改正慎重派に分類した『夕刊京都』も『国際新聞』の主張する改正に近い立場であったと考えられる。ただしこれらの議論が世論に影響を与えることになる45)。

1949年4月、施行2年を直前に控え憲法を改正する意思がないとした吉田首相の答弁に対して『大阪時事』(23日「憲法改正はまだ早い」)と『国際新聞』(26日「憲法は改正さるべきか」)が前年と同様の主張を展開しているが、28日極東委員会は日本の憲法に関して新たな指令は出さないとの決定を下した。こ

れにより憲法改正問題が決着すると共に、「敗戦と占領」から始まった日本の 新憲法制定の手続きは「完了」することになる。

おわりに (まとめ)

戦前近畿地方は大阪発行の全国紙『朝日』『毎日』が優勢で地方紙の弱い地域 であったことは I で指摘したが、占領期の憲法論議にもこの「全国紙優位 | が 相当の影響を与えていたように思われる。というのも、「一県一紙」で誕生し た地方紙の憲法論説が必ずしも高い評価は受けていない全国紙のそれよりも貧 弱であったことは今回検討した時期を通じて明らかだからである(この点『京 都』はやや例外と考えてもよい)。特に『滋賀』『奈良日日』『和歌山』は、憲 法に関する論説の多くを同盟・共同通信の配信に頼っている。確かに『和歌 山』は1、5、10月により急進的な立場からの社説を掲載しているが、憲法審 議延長や式典批判といった政府批判に力点が置かれており、政府案発表時や議 会審議中に独自の社説がないこともあわせて、憲法そのものを論じることはな かった。また『奈良日日』は北浦丰太郎が社長となった頃から憲法論議が活発 になったことは事実であるが、かえって「政党機関紙」と指摘され経営悪化の 一因にもなってしまった⁴⁶⁾。従って、「一県一紙」は強制的であったが結果と して統合で誕生した地方紙に全国紙に負けない力量をつけ、論説においてもそ の効果が現れたという通説は近畿地方にはあてはまらない。なお滋賀、奈良、 和歌山の3県紙は、1950年代以降『読売』が加わった全国紙の「侵攻」もあっ て相次いで休刊・廃刊に追い込まれることになる⁴⁷⁾。

一方『京都』の場合、住谷悦治に代表される学識者を論説陣に加えたことが 憲法に関する論説の充実、さらには『夕刊京都』の創刊に繋がったといえるが、 京都はいうまでもなく学識者・文化人の層が厚い地域である。京都の進歩派文 化人が拠った『夕刊京都』をはじめ、京都・大阪の新興紙において憲法論議が 相対的に活発であったのは、学識者の存在を抜きにしては考えられない。この ことは京都・大阪以外の新興紙においては憲法論議が低調であったことからも明らかであろう。結果、近畿地方の憲法論議は総じて活発であったとはいいがたいが、他の地域では一定の発言をしていた既存地方紙に代わって京都・大阪の新興紙(特に『大阪時事』と『夕刊京都』)が一部既存紙と共に憲法論議をリードしていたということができよう。

近畿地方における憲法論議の内容については、(1) 政府の草案発表までは憲法に関する見解を明らかにしないなど論議を展開せず、(2) 発表後は一転して政府案を支持し、(3) 成立・公布以降は国民に対する「上からの啓蒙」に終始したという、これまでの研究で明らかになった全国紙・近畿以外の地方紙にあてはまる「枠組」を概ね外れるものではなく、全体として大勢順応的であったといえる。ただし、二、三補足すべき点を指摘しておきたい。

まず政府案発表前について憲法改正が天皇制問題と直結していた点、当時不敬罪が廃止されていなかったこともあり議論を「奥歯の挟まったもの」にしたことは間違いない。ただ、この時点で少数ではあるが憲法問題について何らかの見解を表明した新聞(全国紙:『毎日』、既存地方紙:『京都』『大阪』、新興紙『大阪時事』)の大半が、天皇制は維持しつつも天皇は国務には関与しないという「君臨すれども統治せず」式の改革を求めていた点に注意する必要がある。「主権在民・象徴天皇」と規定した政府の憲法案に大半があっさり支持したことをあわせ考えると、見解を表明しなかった新聞も「君臨すれども統治せず」式の改革が差し当たり憲法・天皇制問題の解決策として念頭にあり、それゆえ政府案をも支持したのではないだろうか48。もっとも「君臨すれども統治せず」といっても明治憲法見直しの範囲、主権或いは統治権の所在といった点になると各紙様々であって、「主権在君」の部分的修正から「主権在民」までの間で揺れ動いていたように考えられる。

さらに興味深いのは、憲法草案発表以降の論議をみると、「主権在民」の確認・強化の立場から政府批判を展開した点では一致するが、政府案で示された 主権在民や天皇の地位、或いは新憲法の意義についての理解が新聞により異 なっていた点である。特に「もっとも巧妙な君主主義の民主政治」と解して憲法案を評価した『大阪時事新報』と「反動の痕跡を残す」としながら「新憲法を人民のもの」にしようという『夕刊京都』との間の相違ははっきりしていたといえるが、この相違は天皇制と主権在民との関係をどう考えるかという問題に落ち着く。日本国憲法第1章「天皇」は、現在では何ら政治的実権を持たない象徴天皇制の規定とされるが、制定当時は第1条や第7条の解釈をめぐる論議にみられるように、主権在民や民主主義と天皇制が両立するか否かで見解がわかれていたのであった。この点近畿地方、特に新興紙は、議会審議途中から徐々に天皇制を憲法から切り離し個々人の人権に関心を示すようになった他地域の地方紙の傾向とは異なり、天皇制の問題に対し後々までこだわりを持ち続けた点に特色があった。また『夕刊京都』や『国際新聞』のように、より急進的な改革を求める立場から新憲法に(否定ではないが)批判的論陣を張った新興紙が存在したことも大きな特色といえよう。

結局、公布・施行時までにほぼ全ての新聞が新憲法を評価し国民への啓蒙活動に自己の使命を見出したものの、解釈や意義の理解については新興紙を中心に相違が存在したままであった。この「同床異夢」ともいえる状態は、ある意味1950年代以降の「護憲一改憲」の対立を(これまで急進的立場から憲法案に批判的だった側が「護憲派」という「ねじれ」を伴いつつ)先取りしたものともいえよう。もっとも1950年代以降の憲法論議は、『朝日』と『読売』といった全国紙や有力地方紙のそれが中心であり、新興紙が注目されることはなかった。というのも、1948年の購読調整、翌年の全国紙の夕刊発行「解禁」を機に殆どの新興紙が廃刊に追い込まれたからである。近畿においても1949年6月『大阪時事』が用紙割り当て確保のため『大阪』に吸収されたのをはじめ、次々と単なる大衆紙に性格を変えるか姿を消すことになる49)。結果、現在近畿地方には「一県一紙」で誕生した地方紙が2紙(『京都』『神戸』)、戦後新興紙は3紙(『大阪日日』『奈良新聞(旧大和タイムス)』『紀伊民報(旧紀州民報)』)存続しているにすぎず、戦前以来の全国紙優位がほぼ「完成」するに至る。新興紙の

消滅は脆弱な経営基盤、多くが全国紙の協力紙であったことを考えると当然の結果といえるが、新憲法制定期における独自の言論活動を顧みると、仮に経営基盤が安定して存続した場合、講和以降の憲法論議においても一定の役割を果たしえたのではないかと考えられる。この点『大阪時事』は吸収した『大阪』も2002年に休刊しているが、(どこまで論調を受け継いだかは別にして)東京の『時事新報』と合同した現在の『産経新聞』が後継紙に位置づけられるかもしれない。一方『夕刊京都』の場合、1950年 GHQ のレッドパージによって事実上オピニオン・ペーパーとしての使命を終えた。ただし「獲得されたもの(憲法)を生活の中に浸透させ生かさなければならない」という主張は、同年登場した蜷川虎三府政のスローガン、さらには現在の「護憲派」の主張に受け継がれることになる50)。

註

- 高橋徹・荒瀬豊「憲法問題とマスメディアの態度」上・中・下(『思想』第384、387、389号、1956年)。
- 2) 小林孝輔「新聞・世論にみる憲法の十八年」(『法律時報』1964年10月号)。
- 3) 有山輝雄『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』(柏書房、1998年)。
- 4) 梶居佳広「日本国憲法制定と地方新聞論説:中間報告」(『立命館大学人文科学研究 所紀要』第88号、2007年)。なお近畿地方については殆ど検討しておらず、その意味 で今回の小論は続編にあたる。
- 5) 新興紙については井川充雄「占領期における新興紙と全国紙―『中京新聞』を中心にして」(『マスコミュニケーション研究』第42号)、同「敗戦とメディア」(有山輝雄・竹山昭子編『メディア史を学ぶ人のために』世界思想社、2004年)。また『民報』や左翼系新聞に関して吉田健二『戦後改革期の政論新聞』(文化書房博文社、2002年)、法政大学大原社会問題研究所編『証言 占領期の左翼メディア』(御茶ノ水書房、2005年)も参照。
- 6) 今回『大阪日日新聞』『大阪タイムス』『国際新聞』は憲法制定期の紙面を確認することが出来ず、また『神港夕刊』は本文でも触れているように憲法制定期に社説がないため今回の検討からは除外した。ただし『国際新聞』については紙面が確認できた1948年以降についてはとりあげた。
- 7) 本文での新聞史については、日本新聞協会編『地方別日本新聞史』(日本新聞協会、 1956年)を参照した。また『大阪春秋』第125号(2007年)が大阪の新聞史を特集している(「特集 大阪の新聞興亡史」)。

- 8) 前掲井川論文(注5)参照。
- 9) なお『和歌山日日新聞』は自由党の政治家である山口喜久一郎が中心人物として関わっていた。日本新聞協会編・前掲書(注7)の他、日根輝己『和歌山県新聞史』 (和歌山県新聞協会、1986年)参照。
- 10) 『大阪日日新聞』は当初『大阪新聞』と関係を持っていたが、『国際新聞』との競合から関係が悪化し『朝日新聞』の協力紙になった(1949年8月まで)。また『神港夕刊』は1948年『神戸新聞』との関係を解消して『朝日新聞』の協力紙になり『神港新聞』と改称している。
- 11) なお日本新聞協会に加盟しなかった新興紙も相当数あるが、GHQの民間検閲局が 検閲のため提出させた新聞資料を所蔵したメリーランド大学・プランゲ文庫を除く と現在ほとんど紙面を確認することは出来ず、今回は検討の対象から外した。プラ ンゲ文庫所蔵の新興紙については今後の課題としたい。
- 12) 住谷悦治と『京都新聞』の関係は1946年10月まで、社長となった『夕刊京都』とは (直ぐに嫌疑は晴れたものの公職追放適格審査の候補となったことが一因となって) 1947年11月に退職している。以上の住谷と『京都新聞』『夕刊京都』との関係、並び に『夕刊京都』の紙面分析(1946—47年)については田中秀臣『沈黙と抵抗 ある 知識人の生涯 評伝・住谷悦治』(藤原書店、2001年)を参照。
- 13) 近畿地方では『滋賀新聞』(10月14日の下のみ確認) と『京都新聞』(10月13日) に 掲載されている。なお鈴木安蔵はこの直後にも『東京新聞』に「憲法改正」と題す る論文を載せている(10月16—18日)。
- 14) この配信論説は、確認できるだけで『新岩手日報』『福井新聞』『伊勢新聞』『日向日 日新聞』にも掲載されている。
- 15) また10月26日には「天皇と国民」と題した社説も掲載している。
- 16)「福沢諭吉の皇室論」(10月26日)、「西田幾太郎博士の皇室論」(10月27日)、「加藤弘 之博士の天皇論」(10月28日)、「伊藤博文の天皇論」(11月4日)。なお執筆者は赤城 和彦となっているが、住谷悦治のペンネームとみられる。田中・前掲書(注12)参 昭
- 17) なお『毎日』は1月10日より「天皇制の解明」と題する識者寄稿を掲載(1月10日 若山淳四郎、12、13日羽仁五郎、14、15日尾佐竹猛、16日鈴木安蔵、17、18日野口八郎、22、23日鹿直幹)するなど、憲法制定期を通じ『朝日』よりも積極的に議論提供を行っている。
- 18) 例えば「晩鐘」 1月7日は憲法の自主的制定、「同」 1月12、17日は天皇制、29日は民間憲法草案、「同」 2月3日は松本委員会(批判)、「同」 2月8、15、21日は再び天皇制を取り上げている。
- 19) 天皇について、『奈良日日新聞』は1月10日に「神話と伝説の追放」、『大阪新聞』は 1月13日に「天皇退位を必要とせず」を掲載している。なお『大阪』社説と同内容 の社説が『時事新報』に掲載されており、『時事新報』社説を転載した可能性が高い。

- 20) 1月26日社説「憲法改正を前にして」、2月3日社説「憲法改正の手続を質す」。
- 21) この時期の「人民評論」には、黒田覚の他、井上吉次郎「国家主権というもの」(2月24日)、住谷悦治「天皇制における理想派と現実派」(3月2日) が掲載されている。
- 22) 興論調査研究所調査結果では天皇制支持が91%を占めるものの、その内訳は(1) 「政治の圏外に去り民族の総家長道義的中心として支持」(45%)、(2)「君民一体の見地から政権を議会と共に共有する体制において支持」(28%)、(3)「現状のまま支持」(16%)、となっており、『大阪時事新報』社説は(1)と(2)をほぼ同一意見とみなしていることがわかる。なおこの調査は2月4日の各紙(地方紙、『毎日』)に載っているが、天皇制支持が圧倒的であったことに力点を置いている。
- 23) 共同通信配信では3月1日に「松本案頓挫」、3月5日には「天皇制国民投票」が報じられている。
- 24) 『毎日』の主張は、たとえば「国民の要件」については憲法第10条として挿入される など、その後帝国議会(衆議院)での修正によりある程度実現される。
- 25) なおこの「けふの主張」の執筆者は後に京都における自民党の幹部となった木俣秋 水であった。
- 26) 3、4月の『和歌山』において憲法に関する社説がないことについて、憲法を論じるだけの能力がなかったのか、憲法に批判的見解を持っていたために無視したのか。 『和歌山』は1972年に廃刊し社史もなく、日根・前掲書(注7)もこの問題には触れていない。ただし社説以外の紙面をみる限り憲法案に批判的ではない。
- 27) 『朝日』による審議延長論について、有山氏は当時の新聞社内の「民主化」運動の影響が論調に表れたものと指摘している。有山・前掲書(注3)参照。
- 28) なお1946年6月下旬以降、(完全に同一日の同一社説とはなっていないものの)『大阪時事新報』の社説は東京の『時事新報』と同じ社説となる
- 29) この時期の『都新聞』「都論壇」には田畑主筆以外に、恒藤恭「主権のありかの問題」(7月4日)、大西芳雄「議会の威信」(6日)、田畑忍「憲法改正案第1条の解釈」(12日)、神戸正雄「戦争債権放棄の国民的宣言」(8月1日)、黒田覚「新版国家法人説」(6日)、磯崎辰五郎「憲法改正案の法文」(8日)、田畑忍「新憲法における生存権」(9月6日)が、また『夕刊新大阪』「人民評論」には井上主筆以外に新井達夫「天皇という呼称」(7月12日)、横田喜三郎「ひらがな憲法」(8月8日)、宮澤俊義「新憲法と主権」(22日)、佐野学「新憲法論議展観」(9月25日)が掲載されている。これら識者寄稿について、今回は「社説」に準じる論説の一部しか検討できなかった。今後の課題としたい。
- 30) 占領軍批判の一例として、1月25日の「甘言辛語」(コラム欄)をのみ挙げておく。 「言論の自由解放勝者から敗者へお慈悲のプレゼント(中略)しかしそれは絶対的なマ元帥府の指令は勿論、進駐軍の一挙手一投足に何等の批判は許さないという究屈至極の言論の自由。暴を以て暴に代えたと何ぞえらば其の結果も、外来の干渉圧

- 迫であるだけに寧ろ悲痛の感が強い(後略)。
- 31) 東京発行の『毎日』は、6月29日社説「戦争放棄と国際的信用」があるが、大阪発行の『毎日』では立命館大学所蔵のマイクロフィルムをみる限り確認できなかった。
- 32) 誤解のないように補足すると、『京都日日』は不敬罪を当然視しているわけではない。なお『京都日日』は7月以降天皇・皇族(7月4日「皇族各殿下の怠慢を直諌す」、8月11日「ポツダム宣言と天皇陛下」など)や(主に中国に対する)戦争責任(7月7日「盧橋呪いの銃声を想い中国人に訴う」、7月31日「蒋介石中国主席に謝罪す」など)に関する主張を掲載している。
- 33) 同配信論説は確認できた限り『新岩手日報』『いはらき』『信濃毎日新聞』にも掲載されている。なお江尻進は1939年から1945年(陥落直前に脱出)まで同盟通信社ベルリン支局長。戦後は共同通信社解説委員を経て日本新聞協会に転じている。江尻進『ベルリン特電』(共同通信社、1995年)参照。
- 34) 『大阪時事』は貴族院審議中も同様の主張を展開している(9月27日「裁判官罷免制を修正せよ」。10月7日「改正憲法の一瑕疵」)。
- 35) なお本文で紹介した社説以外に、以下の社説・解説が掲載されている。8月31日 「人間天皇制への準備」、9月8日 (解説)「国体議論の焦点 (黒田覚)」、9月18日 「元号廃止の動き」。
- 36) 「アンケート」に答えた識者を列挙しておくと 馬場恒吾、宮本百合子 (9月21日)、 美濃部達吉 (22日)、山川均 (23日)、末川博 (24日)、船山信一 (25日)、津田左右 吉 (26日)、山川菊枝 (27日)、恒藤恭、藤森成吉 (28日)、魚澄惣五郎 (29日)、瀧 川幸辰 (30日)、荒畑寒村 (10月2日)。
- 37) なお「新旧比較憲法」の他に、北浦の議会での発言・討論を収録した「憲法言論」 (10月21-28日)、今井民兵の画に北浦が簡単な解説をつけた「改正憲法解説」(11月 10日-1月13日、計52回) も掲載されている。
- 38) 近畿地方以外においても『北國毎日』 3月31日「新憲法の再審命令」、『徳島民報』 4月3日「国民投票の意義」しか確認できていない。また本来 GHQ の上位機関である極東委員会と「勝手に」日本の新憲法制定を進める GHQ との間で軋轢があったことは憲法制定史研究(例えば、古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社、1989年)でも明らかになっているが、極東委員会の動向に対する新聞社説はほとんど見当たらない。
- 39) 破損していない部分から推定するに、12月3日「新憲法の根本精神」は新憲法の意義について、12月27日「新憲法と責任」は国民の自覚を求めた内容であって他の新聞社説と類似するものであった。
- 40) 特に『中国新聞』が公布と施行の間に10本以上憲法に言及した社説を掲載した他、 家族制度改革や基本的人権に関連して部分的にせよ憲法に触れる新聞も多数あった。 前掲・拙論(注4)参照。
- 41) なお『京都』も1947年1月17日社説「新憲法に副うための在り方」で新憲法の線に

- 沿う政治行動を取るよう政治家に求めているが、『夕刊京都』に比べ極めて穏当な 議論を展開している。
- 42) 他に『紀伊民報』も社説題名は「新憲法の施行と日本の前途」となっているが、憲 法ではなく総選挙後の政局について論じている。
- 43) なお本文では一切省略したが、1948年の「憲法改正問題」は天皇退位を否定する鈴木義男法務総裁談話とともに報道され表面化したため、『奈良日日』9月2日「天皇退位の問題」のように、天皇退位問題を論ずる新聞も幾つかあった。ただし社説において天皇退位と憲法改正を直接結び付けて論ずる新聞はほとんどなかった(本文で紹介した『夕刊京都』と『国際新聞』が天皇制と憲法問題を関連させて論じている)。
- 44) 『国際新聞』については、福山琢磨「『国際新聞』日中友好の旗印として華僑が発行」 (前掲『大阪春秋』第125号、2007年所収)の他、「コクサイ友の会」文集編集委員 会編『國際新聞の思い出:文集』(1997年)参照。
- 45) ただし新憲法の精神をさらに推進する立場からの憲法見直し案が、法学者グループ (公法研究会、東大憲法研究会) によって提示されている。公法研究会「憲法改正意 見」(『法律時報』1949年4月号)、東大憲法研究会「憲法改正の諸問題」(『法学協会 雑誌』67巻1号、1949年)。また古関・前掲書(注38)も参照。
- 46) この点、日本新聞協会編『日本新聞協会年鑑』(昭和22年版、電通)の『大和タイムス』には「奈良県に於ける唯一の非政党新聞として今日に至る」との説明がされているが、『大和タイムス』は非政党紙を標榜することで『奈良日日』から県紙の座を奪うことになる。
- 47) 『奈良日日新聞』は1954年に休刊し、その後復刊、休刊を繰り返しているが、1954年の時点で日本新聞協会からは「会費滞納除名」されている。『滋賀新聞』は1955年『京都新聞』の影響下に入り『滋賀日日新聞』と改称するが、1979年『京都新聞』に吸収される形で廃刊した。『和歌山新聞』も1950年代に著しく部数を減らし1972年廃刊している。
- 48) この点、憲法制定期を通じ慎重な語りに終始した『朝日』の場合、憲法論議の開始 直後から社内研究室が『貴族院改造論』『憲法改正と天皇の大権』といった文書を作成し、社内研究会も度々開いていた。ただし、これら「研究の成果」を紙面に反映 することを避けたのであった。有山・前掲書(注3)参照。また、今回既存紙の戦 争責任問題・民主化と憲法論議の関係については材料不足でほとんど言及できな かった。今後の課題としたい。
- 49) 今回の小論で「登場」した新興紙について触れておくと『京都日日新聞』は1949年 『夕刊京都新聞』と改題して『京都新聞』に吸収され、『都新聞』は1957年に廃刊し、 『国際新聞』は1958年華僑の手を離れて事実上其の幕を下ろした。『夕刊新大阪』は 最終的に1995年の休刊であるが、『朝日新聞』との協力関係が解消された『都新聞』 と同様、1949年の『毎日新聞』の夕刊発行で大打撃を受けており、以降「大衆記事

とプロレス」によって存続することになる。参照、高木浩志「戦後の新興夕刊紙のスター『夕刊新大阪』」(前掲『大阪春秋』第125号、2007年所収)。

50) 蜷川府政時代、京都府庁に「憲法をくらしに生かそう」の垂れ幕が下っていたことはよく知られている。なお『夕刊京都』は1982年終刊し会社も解散している。

本稿は、科学研究費基盤研究 C (課題番号17520453) 「占領期の憲法論議」による成果の一部である。

表 1 戦後府県別新聞部数 (『朝日』『毎日』は1950年朝刊のみ)

現在廃刊

滋賀県	1948.5 部数	1950.5 部数	備考
滋賀新聞	32,570	22,982	1955年『滋賀日日』
			→1979年『京都』に吸収、休刊
朝日新聞		63,659	
毎日新聞		60,961	
京都府	1948.5 部数	1950.5 部数	備考
京都新聞	138,744	156,085	
京都日日新聞	75,000	98,344	1946年 4 月―49年11月
			(『京都』夕刊に)
夕刊京都	63,715	68,235	1946年 5 月—82年 9 月
都新聞	77,600	80,312	1946年 6 月—57年 ?
朝日新聞		156,848	
毎日新聞		138,489	
大阪府	1948.5 部数	1950.5 部数	備考
朝日新聞		435,227	
毎日新聞		380,083	
産業経済新聞	131,581	235,770	
大阪新聞	312,059	608,113	2002年 3 月休刊
大阪時事新報	103,172	_	1946年2月復刊—49年4月『大
			阪』と合併)
夕刊新大阪	102,330	147,880	1946年 2 月—95年 4 月
大阪日日新聞	117,100	165,770	1946年 2 月復刊
日本輿論新聞	45,910	58,859	1949年『新関西』に改題
			65年『スポニチ』と合併
国際新聞	?	168,028	1945年10月—59年3月『大阪新
			夕刊』改題
大阪タイムズ	30,000	34,173	1950年『スポニチ』合併
新世界新聞	3	99,850	1946年 6 月創刊—51年 3 月『日
			本経済新聞』に統合

兵庫県	1948.5 部数	1950.5 部数	備考
神戸新聞	159,703	237,000	
神港新聞	77,151	100,302	1946年 5 月創刊(『神港夕刊』)
			→59年『兵庫』→68年廃刊
朝日新聞		276,040	
毎日新聞		243,656	
奈良県	1948.5 部数	1950.5 部数	備考
奈良日日新聞	19,500	14,000	1954年休刊→復刊
大和タイムス	20,000	28,610	1946年10月創刊(75年『奈良新
			聞』)
朝日新聞		64,356	
毎日新聞		62,940	
和歌山県	1948.5 部数	1950.5 部数	備考
和歌山新聞	44,349	37,352	1972年廃刊
紀州民報	7,512	7,300	1946年 2 月創刊
			(48年3月『紀伊民報』)
和歌山日日新聞	?	24,752	1946年 1 月—51年 7 月
朝日新聞		79,984	
毎日新聞		76,796	

出典

GHQ/SCAP, "History of the nonmilitary activities of the occupation of Japan, 1945-1951 Volume V-Civil Liberties-part 4" (1951)